

川口市集合住宅宅配ボックス設置補助金交付要領

(令和 8 年 3 月 3 1 日 決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、川口市集合住宅宅配ボックス設置補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第 20 条に基づき、事務の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において用いる用語の定義は、要綱に定めるところによる。

(補助対象工事)

第 3 条 本市が実施する他の補助制度等の対象となる経費と同一の経費は、本補助金の対象外とする。この場合、要綱別表 1 及び別表 2 に掲げる見積書、契約書、領収書その他の書類は、重複対象経費と本補助金対象経費が判別できるよう区分して提出するものとする。

(交付申請の受付期間)

第 4 条 令和 8 年度の交付申請の受付期間については、令和 8 年 5 月 1 1 日から令和 8 年 1 2 月 2 8 日又は予算額に達するまでとする。

2 前項のうち、川口市の休日を定める条例第 1 条第 1 項における市の休日（以下「市の休日」という。）は除くものとする。

(交付申請書類関係)

第 5 条 要綱第 8 条に規定する書類が完備されていないことが明白な場合には、受付をしないものとする。

2 提出する書類については、要綱別表 1 に掲げる内容を満たさなければならないものとする。

3 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に建築確認を受けた建築物にあつては耐震基準適合証明書またはこれに準ずる書類を提出しなければならない。

(標準処理期間)

第 6 条 要綱第 9 条の交付の決定は、埼玉県から当該申請に係る交付決定の通知を川口市長が受理してから 1 5 日以内、もしくは、川口市長が埼玉県に交付申請を行う前に住宅政策課で不交付とする場合は申請者から申請のあった日から 1 5 日以内（ただし、市の休日を除く。）とする。

(工事完了報告の期間)

第 7 条 工事完了報告の期間については、交付決定の日が属する年度の 2 月末日までと

する。

- 2 前項のうち、市の休日は除くものとする。
- 3 天候不順等で工事が遅れても、第1項の期間は延長できないものとする。

(完了報告書類関係)

第8条 要綱第11条に規定する書類が完備されていないことが明白な場合には、受付をしないものとする。

- 2 提出する書類については、要綱別表2に掲げる内容を満たさなければならないものとする。
- 3 工事金額又は工事内容に変更があった場合には、変更後の見積書を工事完了前に提出するものとする。
- 4 銀行振り込み等で支払った場合は、領収書の代わりに振り込み明細書を提出することができるものとする。
- 5 クレジットカード払いにより領収書が発行できない場合には、宅配ボックス設置施工業者が申請者あてに発行したクレジットカードで支払ったことを証明する書類を提出しなければならないものとする。

(印章)

第9条 要綱別表2第1に掲げる工事証明書に押印する際は、朱肉を使用するものとする。なお、事業者の場合にあつては、社判を押印するものとする。

附 則

この要領の規定については、令和8年4月1日から適用するものとする。